## 開示内容見直しに関する意見

みずほ証券株式会社
企画グループ 経営調查部
上級研究員 熊谷五郎

## 1．本ディスクロージャーWG の目的と有価証券報告書の株主総会前開示

本ディスクロージャーWGの最大の目的は，企業と投資家の建設的な対話を促進するための開示制度を実現する方策を審議することにあると考えております。その意味で，有価証券報告書における現行の記載事項である MD\＆Aとその他の非財務情報の統合によるストーリー性ある開示の実現な どに加えて，有価証券報告書の株主総会前提出•公表は極めて重要度の高い課題であると考えます。

有価証券報告書の株主総会前提出に関しては，単に総会前であればよいのではなく，議決権行使に向けて十分に検討することができる相当な期間を踏まえた適切な時期に公表することが重要では ないかと考えます。財務諸表利用者としては有価証券報告書の公表時期の，現行公表実務からの大幅な前倒しを期待しております。

これらの論点は，国内外の機関投資家が不満に思っていることであり，諸外国の開示制度と比較し ても，わが国の開示制度が劣位にある点であります。コーポレートガバナンス・コード，スチュワ ードシップ・コードの想定している主なエンゲージメントの投資家側主体が機関投資家であること を考えるなら，作成者のコストとのバランスの上で，機関投資家など財務諸表利用者にとって使い勝手のよい開示制度の実現に向け努力することが必要であると考えます。

## 2．あるべき開示制度に向けた継続的審議の必要性

現行制度下でも株主総会前の有価証券報告書の提出が可能であるにもかかわらず，それが実現して ないのは何故かを分析し，その解消のために何が行政としてできるのかというアプローチが必要で すが，残念ながら本 WG においてそうした議論を続ける時間的余裕は残されていないと思います。

株主総会という会社法に関わる問題も併せて議論する必要があるため，必要に応じて省庁横断的な協議組織を設けることを検討すべきであると思いますが，コーポレートガバナンス・コード，スチ ユワードシップ・コードとの関連においてあるべき上場企業の財務報告制度，企業開示制度を検討 する場ですので，企業会計審議会の下に，わが国のあるべき開示制度を継続的に議論する場として，
「企業開示部会（仮称）」を設置することを提案致します。開示制度は，会計制度，監査制度と並 んで上場企業による財務報告制度の根幹をなすものであり，金融審議会のもとでの議論より，企業会計審議会のもとでの議論になじむのではないかと考えております。

上場企業による財務報告制度を考えます場合，会計制度，監査制度，開示制度の相互関連性は極め て高く，これら三つの制度が三位一体となって，初めて企業による財務報告は有効に機能致します。 この三つのどれ一つが欠けても，財務報告は資本市場参加者のニーズを満たすことは困難です。企業会計審議会のもとにはすでに，会計部会，監査部会が設置されておりますが，開示に関して恒久的に議論する場が欠けておりますことは，画竜点睛を欠く感は否めません。

わが国資本市場の国際競争力確保という点に鑑みましても，有効な財務報告制度の確立及び制度の質の維持は不可欠と言っても過言ではありません。本 WG 報告書の提言の一つとして，企業会計審議会の下に企業開示部会の設置に関する提言を含めることをご検討頂ければ幸いです。

## 3．決算短信の簡素化と適時性の強化について

決算短信の簡素化と適時性の強化の議論につきましては，第3回WGで発言しました通り，適時開示制度，決算短信制度を所管する東京証券取引所が制度改正について検討するに当たり，財務諸表利用者や機関投資家の団体である日本証券アナリスト協会，投資信託協会，投資顧問業協会，全国銀行業協会，信託協会，生命保険協会，日本損害保険協会など決算短信の最大の利用者であるアナ リスト，機関投資家等の実務の実態，意見を十分に掬い上げる努力，デュープロセスを取って頂き たいと考えております。

また極めて短期間に，決算短信のチェック，会社法に基づく株主総会招集通知における計算書類，金融商品取引法に基づく有価証券報告書における財務諸表を監査するということが，公認会計士又 は監査法人の監査実務に過度の負担を懸けているという現実に，財務諸表利用者も作成者も無頓着 であると思います。昨今の会計不祥事を鑑みて，監査人がその職業的懐疑心を適切に発揮するため に，十分な監査時間をいかに確保するかは，単に監査品質の問題であるばかりでなく，開示品質を確保する上でも極めて重要な論点であろうかと思います。

そこで具体的な決算短信，簡素化の方向性として，決算短信に添付される基本財務諸表は未監査で ある旨明確にする必要があると考えます。すなわち，
（1）あくまで決算短信の添付書類に記載される財務数値は暫定値であり，会社法に基づく株主総会招集通知に記載される計算書類や金融商品取引法に基づく有価証券報告書に記載される財務諸表の確定値とは異なる可能性があるというディスクレーマ—【留意事項】を決算短信に添付 する基本財務諸表に明記する，
（2）作成者が監査人に対して決算短信添付資料に過度のチェックを求めないように周知すると同時に，適切な監查時間が確保された監查報告書日の設定を強く促す，

ということが，適時開示•決算短信制度の趣旨および財務諸表利用者の決算短信利用実態から見て最も受け入れやすい代替案であると考えております。（1）は東京証券取引所からの要請ということに なると思われます。一方，（2）は金融商品取引法のみならず会社法にも関わる論点ではありますが，上場企業による財務情報の開示プロセスにも関わることであることから金融庁からの要請とする
ことが適当であると考えます。また適切な監査時間の確保については単に決算短信の簡素化で十分 なのかという問題もあり，こうした点も先に提案した企業開示部会や監査部会等の場で，今後継続的に議論されるべき論点であると思われます。

なお，決算発表時の開示を削減することは，結果として企業に選択的な開示の機会を与えてしまい，本ワーキンググループで検討の必要性が審議されているフェアディスクロージャー・ルールと矛盾 する可能性がある，との強い懸念が財務諸表利用者の一部から上つておりますことも併せてご報告 いたします。東京証券取引所に置かれましては，現在検討されているご提案に加えて，上記の代替案を含めて，関連当事者から意見募集を行うことをご検討願えれば幸いです。

